

2010年8月4日

各位

会社名 株式会社クラレ
代表者名 取締役社長 伊藤 文大
コード番号 3405
上場取引所 東証第一部
問合せ先 経営企画室 IR・広報部長
中山 守弘
TEL 03-6701-1070

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成22年8月4日開催の当社取締役会において、平成22年6月24日開催の当社第129回定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 新株予約権の名称

株式会社クラレ 2010年10月発行新株予約権

(2) 新株予約権の割当てを受ける者および割り当てる新株予約権の数

割当対象者	人数	割当数
当社取締役等	26名	482個
当社従業員	4,322名	5,446個
当社子会社取締役・従業員等	2,639名	3,366個
合計	6,987名	9,294個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 4,647,000株とする。

ただし、以下に定める新株予約権の目的である株式数の調整が行われる場合は、上記株式数も同様の調整を行う。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、当社が合併、株式交換、または株式移転を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整することができる。

(4) 発行する新株予約権の総数

9,294 個とする。

(5) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(6) 新株予約権の割当日

平成 22 年 10 月 1 日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除き、また 1 円未満の端数は切り上げる。）に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち割当日に最も近い日の終値）のいずれか高い方の金額とする。

なお、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに上記のほか、割当日後、当社が合併、株式交換、または株式移転を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(8) 新株予約権の行使期間

平成 24 年 6 月 25 日から平成 32 年 6 月 24 日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

①権利行使時において、当社または当社子会社の役員、執行役員、相談役、常勤顧問または従業員であることを要する。ただし、当社の役員、執行役員もしくは理事または当社の主要子会社（クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチック株式会社、クラレテクノ株式会社、Kuraray America, Inc.、Kuraray Europe GmbH および EVAL Europe N.V.の 8 社をいう。）の社長の地位にあった者については、退任後においても行使することができる。

②新株予約権の質入、相続その他一切の処分は認めない。

③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結される「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(11) 新株予約権の取得、消却事由および条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得し、消却することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使をする前に、上記(9)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得し、消却することができる。

(12) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は取締役社長に一任する。

[ご参考]

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 22 年 4 月 30 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 22 年 6 月 24 日 |

以 上